令和3年第1回胎内市総合教育会議議事録

1 開会年月日 令和3年12月22日(水) 午後1時30分

2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室

3 構成委員 市 長 井畑 明彦

教 育 長 中澤 毅

教育委員 佐藤 康広

教育委員 加藤 直子

教育委員 西濟 睦美

教育委員 森田 寿美子

4 事 務 局 学校教育課長 佐久間 伸一

生涯学習課長 佐藤 一孝

管理指導主事 松原 利弘

指導主事 山沢 正仁

指導主事 槙田 博之

生涯学習課スポーツ振興係長 吉村 光彦

学校教育課庶務係長 須貝 彰

学校教育課庶務係 川崎 大介

5 傍聴人 0名

6 協議内容 (1)胎内市いじめ防止基本方針の改定について

(2)胎内市中学生スポーツ教室・文化部活動の実施状況について

7 議事の内容

〇 学校教育課長

ただ今から令和3年度第1回胎内市総合教育会議を開催いたします。 初めに市長からご挨拶をいただきたいと思います。

○ 市長

皆さんこんにちは。年の瀬でお忙しい中、教育委員の方々にご参加いただきまして、今年度第1回目の総合教育会議という事ですが、実りあるご審議をお願いしたいと思います。お手元に資料があろうかと思いますけれども、1番目が「いじめ防止基本方針」ということでございます。それから2番目が「スポーツ教室、文化部

活動」というような事柄でございまして、いずれもまさに今日的なテーマ、極めてしっかりと対応していかなければいけないテーマであろうと思っています。その件に関して皆様それぞれお感じの事があろうかと思いますけれども、何より大切なことは、突発的に起きる事故等はなかなか防げないとしても、いじめは何らかの兆侯がどこかには見受けられるのではないかということが、大切な視点ではないかと私自身は思っています。エスカレートして一番悲しい結果に至らないように気を付けて行くことが、皆で児童生徒を見守ったり、何らかのアクションを起こすべきは起して行くということが、不可欠なのだろうというふうに感じる次第でございます。

それから2番目の部活動に関して、これは児童生徒数が減ってきて、そして1校、小規模校で様々な活動をすることが難しくなってきているとそういう事に鑑みて、そして先生方の働き方改革にも配慮しながら、どうあったらいいか地域の皆様の力も頂きながら、というふうに捉えている所でございますが、今申しましたように逆に様々な小中学校の再編の議論などをしている所において、小規模校ってなかなか大変だねと、小規模校だといろいろ人とのつながり、切磋琢磨するであるとか子ども達が競争したりするという場面がなかなか提供できないというか、子ども達から見ると体験できないといったあたり、「どうしましょうか」といった意味合いで捉えますならば、なかなか困難な課題ではありますけれども、こういう事がまさに一つの小規模校の枠を超えて幅広く子ども達が学ぶ機会にもなるだろうと、それから地域の方々が活動を支えていくという事もまた有益な事であろうと思いますので、ぜひ限られた時間ではあろうかと思いますが、忌憚のない意見をいただければ幸に存じます。開催にあたり一言お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○ 学校教育課長

それでは、次第に沿いまして、これから協議内容に移らせていただきます。ここからは会議設置要綱に従いまして市長が議長となります。会議進行を市長お願いいたします。

〇 市 長

それでは改めまして、要綱に基づきますと私が議長を務めるということで、何卒 ご協力の程よろしくお願いいたします。

初めに冒頭ご挨拶させていただいた中で触れました「いじめ防止基本方針の改定 について」が今日の議題の1点目でございます。事務局から説明をお願いいたしま す。

〇 指導主事

それでは「胎内市いじめ防止基本方針の改定について」説明いたします。 資料1をご覧ください。改定の理由はSNS等で交わされる誹謗中傷等について、 当該児童生徒等が当該行為を知った時に、心身に苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」として「いじめ」と同様に取扱いをすることなどを主な内容とする「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が令和2年12月に制定されました。新潟県ではこの条例等を踏まえ、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定しました。こうしたことを受け、いじめ防止等のための対策を一層推進していくため必要な見直しを行うものです。

2番目に今回の改定内容を示しました。一つ目は「第1の1いじめの防止等の対策に関する基本理念」に「県条例」の内容を追記し、「県基本方針」に照らして内容を整理したことです。二つ目は「第1の2いじめの定義」に「いじめ類似行為の定義」を追記したことです。三番目は「第1の4いじめの防止等に関する基本的な考え方(3)いじめへの対処」に学校と教育委員会の連携内容を追記したことです。四つ目は指針全体に「県条例」及び「県基本方針」が反映されるよう追記・修正したことです。

具体的には1枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。第1の1いじめ防止等の対策に関する基本理念の追記、内容の整理については、1ページの中段以降をご覧ください。1ページの中段に基本理念について触れてありますが、改定前の基本理念の後半部分は、「学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として実施する」とされていた部分を、「県基本方針」に併せて具体的に追記をしました。同じ項目の右側が改定後です。そこの下線部を読んでみます。ほぼ右に見て頂ければと思います。「日頃から、『いじめを許さない』意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する」という具合に具体的に追記をしています。以降同様に具体的に追記をいたしました。「県条例」の内容を追記した部分については、2ページの中段、改定後の欄の所が少し長くなっていますが、そこの「なお」以降の部分、ここにいじめ類似行為について県条例で定められたことを追記してあります。

続いて、いじめの定義にいじめ類似行為の定義を追記した部分は、同じ2ページの下段の部分です。いじめの定義の所に(2)いじめ類似行為の定義を新しく加えてあります。次の3ページ※3-2には具体的ないじめ類似行為の例を加えました。3ページの上の方を見ていただきたいと思います。※3-2が加えられた具体的ないじめ類似行為の例です。「・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など」、これがいじめ類似行為に定義として追記した部分です。

続いて3点目、いじめの対処に学校と教育委員会の連携内容を追記したのは4ページの上段部分です。(3) いじめへの対処、改定前と改定後と比べていただきますと、改定前は「組織的に行う」という。ことで文章は終わっておりますけれども、組織的に行う内容について県基本方針に合わせて追記してあります。追記した部分

を読み上げます。「また市内小中学校は、いじめの認知を市教育委員会に報告する とともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、ス クールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談するなど、緊密に連携 する」というふうに追記いたしました。

4点目のその他、指針全体に県条例及び県基本方針が反映されるよう追記修正した部分については、表の欄の右側を見て頂きたいと思いますが、そこに条例と示してあるのは条例が制定されたことに基づいて追記修正した部分です。県基本方針と示してあるのが、県基本方針に併せて修正追記した部分であります。以上主な改定部分となっております。

〇 市 長

ありがとうございました。ただ今事務局から概要について説明して頂きました。 今の説明に関してご意見の前にご質問等あればお尋ね頂きたいと思うのですが如何でしょうか。

何かこういうふうに出すと非常に形式的な形にもなりがちなので、良く分からない所があるかもしれませんから、何なりとここから外れても構わないということでどうでしょう。基本方針なるものがあるけれども良く分からない部分も含め、果たしていじめに関してこういうふうに考えて行くべきなのだろう。こういったいじめに関する部分で気になっている事柄があるのだけれどもとか、そういったことでご発言いただければ何よりと思います。

〇 佐藤委員

進め方についてなのですが、この後「胎内市いじめ防止基本方針(案)」ついて 何か説明などがあるのでしょうか。それとも、これは参考資料ですか。

○ 指導主事

はい、参考資料として付けております。

〇 佐藤委員

昨日の新聞ですか新潟市の小中学校でタブレット使用のいじめ6件というふうに出ておりました。2月が6件で4月から10月、11月でしょうか、新潟県教育委員会は14件、合わせると県内で20件近くのタブレットのいじめがあったという事です。胎内市においても児童生徒にタブレットを配布している中で、いろいろと先生方も一生懸命指導しているにも関わらず発生してしまいますが、胎内市として対策というのはどのように進めるのか聞かせてもらいたい。

○ 指導主事

まず胎内市のタブレット使用の状況ですが、小中学校1人1台ということで授 業等でも1日1回以上という位の割合で使用頻度が高まっています。学校によっ ては休み時間等も机の中に入れてという事にしていますので、極端な話、休み時間 に開いて自分の好きなように使おうと思えば使える状態ではありますが、それを すぐに規制するというのではなく、「自分でされて嫌なことは人にはしない」、「人 を傷つけるようなことはしない」ということをベースにタブレットの特性を加味 しながら、道徳的な面で人を傷つけないという事の指導を徹底している所です。機 器の特性によっては、例えば友達間、生徒間、児童間だけでチャットでのやり取り、 東京での話も以前ありましたが、これに関してはまだ児童生徒が使い方に慣れて いないという面、それから機器の特性の理解がまだまだ進んでいない状態もあり ました。今年度からのことですので、これに関しては今生徒間のみで行うチャット に関してはアプリの使用を許可していない、ということを市として統一しており ます。なので、タブレットを使ったチャットでの閉じたやりとり、これは現在出来 ないという状況で制限をかけております。基本的に今現在の全国的な流れとして は、制限よりも使い方の理解を高めて有意義に使いながら安全に使えるような方 法でというふうに言われていますが、まだまだ導入初期の段階でございますので、 まずは安全面を配慮して制限をかけてその上で道徳的な面、基本的にタブレット であろうがなかろうが大切になる部分、ここの指導を各小中学校で行うという対 応をしております。

〇 佐藤委員

ありがとうございました。私自身も今タブレットが導入されて、いじめなどを怖がって家に持ち帰らないとかやってしまうと、せっかくの生徒たちが活用するのがだんだん狭まってしまうと、怖がらずに、と言うか一生懸命使いながらそういったいじめ対策もやってもらいたいなという事です。ありがとうございました。

〇 市 長

今の件と関連でもいいのですけれども、皆様方どうでしょうか。教材としてもちろん活用されなければ意味が無いからそれはその通りで、しかし今チャットのような部分について一定の留保期間というか、まだちょっと待ってねというところ、これから先はでも全国的には指導主事の話からすると広がるかも知れない。それって難しいですよね。だからそこまで本当に広がることが本来的な活用と言えるのかどうかという議論だってあるでしょうし、もし、どなたかなければ教育長からとかも何かコメントとかありましたら。

はい、どうぞ森田さんお願いします。

〇 森田委員

チャットでのいじめになったということは、どういうことで分かったのでしょうかというのと、今胎内市はそこまでは制限しているけれども、今後進めていくにあたって、それが普通に使えるようになるという前提で、道徳だけの教育だけでは理想で現実は使ってしまうのではないかと思うのですね。「チャットはみんな見られているのだよ」とか何かそういう伝え方はできないのか。実際いじめがあったというのはどういうことで分かったのか素朴な疑問です。

○ 指導主事

いじめがあったかどうかという事に関しては、胎内市の事例だけでいいますとチャットでは無いです。タブレットを使った授業の中のやり取りの中において名前で評価すればよかったものをあだ名で入れてしまい、それが嫌だったという訴えがあって指導をしたという事例がありました。これは今言ったように授業の中で使っているものですので、教師もまわりの友達も本人も見ることができるというような状況で、まわりの友達がこれは良くないのではないかと先生に言いに行ったというようことがありました。

東京の件に関しては、当事者ではないので正確な内容は分からないので差し控えますが、今使っている状態では、それらのことは把握ができる、逆に把握ができない子ども達だけの閉じたチャットについては、先ほど申し上げたように制限をかけているという状況です。その開いた中でやりとりできるものがありますので、先生もまわりの友達も見ることができるということを説明しながら、今言ったようにこれは残るからとか、機器の特性も指導しながら、という所ですが、何年生でどこを抑えてくれという指導要領がまだまだ整備されていない状況でありますので、指導内容について情報を入れながら学校で話し合ったり情報主任会、教頭会で指導内容の会議を開催しようかと計画しているところです。以上です。

〇 市 長

今のお話からすると、チャットの話ではなくて胎内市のケースにおいてはそも そも授業に関連しているからみんな見ていたから分かりましたという事ですよね。 逆に言うとチャットになると分からないですよねといった所もあるから、慎重に やっていかなければいけませんよねと、そもそもそれを指導していくという事が あるかも知れないのですけれども、私がさっき触れさせていただいたのは教材と しての活用であるはずのものがチャットも認めているという事がプラスマイナス、 トータルとして、どっちが優先されるべき価値判断になってくるのかという所が 重要なような気もいたしますし、先ほどの説明にあったようにチャットの中でい じめがあったとしてもそれは気付かない、いわゆるいじめ類似事案というような 事もありましたから、十分慎重にならなければいけないといったところがあるよ うですね。チャットを認めるといったことになった時には、当然AさんとBさん、 それ以外の方は普通は見ることができないということも前提になりますよね。そ うすると、なおのことそういった可能性は広がってくる。だからチャットに制約が 掛かっていないと無用のいじめを、極端な言い方をすると助長してしまう可能性 を留意しながらやらなければいけないという事になるのではないでしょうか。森 田さんからの質問を踏まえての回答はその辺りでありましょうか。他にはいかが でしょうか。

〇 加藤委員

保護者宛に県の条例が新しく制定されましたということで一度配られています。 やはりいじめ類似行為というものが新たに加わったということの認知度をどうやって高めるか。ここが課題なんじゃないかなと思うのです。これが制定される前からもうネットの世界ですよ。つまり後付けされた制定だから。いま冷やかしやからかい、更にネットへの書き込み、あと相手が嫌がるかどうかを考えることができない。逆に褒めているけれども向こうが嫌がっている。褒め殺しってありますものね。そういう事も踏まえて、とにかくいじめ類似行為とは何ぞやというものを、どうしたら認知を広められるかなというのが私の課題です。どうでしょうか。

○ 指導主事

先ほどの改定に合わせて学校のいじめ防止基本方針の見直しをしていただく事になっています。条例自体はもう昨年12月に出て、加藤委員がおっしゃられたように県からもいろんな啓発の文書が出ましたので、市の改定を待たずに県の条例が制定されたところで各学校もいじめ防止基本方針にはその事も盛り込んで改定して頂いています。保護者の方と共有して頂くために、なるべく分かりやすい形のものという事で、以前はこれに準じた何ページもあるものだったのですけれども、1枚ものに整理をして、いじめ類似行為等についても分かりやすく様式を工夫して、今掲載をしている所なのですけれども、なかなかというご指摘だと思います。そういったことについて学校からも分かりやすく保護者と共有できるような形で、折にふれて発信していくということが大事かなと思います。

〇 加藤委員

作成中ですか。

○ 指導主事

今、各学校のホームページに1枚ものにしたものを載せてあります。

○ 加藤委員

分かりました。

〇 指導主事

こういうふうにすると、もっと分かりやすくなるというようないろんなご意見をいただけるとそれを反映させて、今回の改定を受けて更にまた今年度もその一枚ものの「学校いじめ防止基本方針」を分かりやすく共有できるものに変えていきたいと思っていますので、ご意見ご指導等いただければと思います。

〇 市 長

ありがとうございました。すみません、私が質問めいた事をするのは逸脱しているかもしれませんけれども、今の加藤さんのお話の中で方針などを示していくと言った所です。例えばリーフレットであったりイラストの入ったマンガというべきなのかどうなのか分からないけど、そういうことは考えていこうかというような動きはありますでしょうか。

○ 指導主事

一枚ものにさせていただいたのも、従来の学校いじめ防止基本方針ですと10ページ位にわたるちょっと大量なものでして、それを要約した形で1枚ものにしましたので、昨年度はPTA総会等がありませんでしたが、そういった年度初めのPTA総会等の時に1枚ものですので増し刷りして配っていただく、ホームページをいちいち見なくても増し刷りして配っていただくことも可能なようにしました。しかし、今年度は中々お配りする機会も限られていましたので、いろんな機会を捉えて周知を図って行けるように指導していきます。

〇 市 長

児童生徒に対しては授業の中とかそれをホームルーム等で言うのかその辺 り、今どういった進捗になっているのでしょうか。

○ 指導主事

令和2年度末まで中条小学校にいましたが、その段階では児童に類似行為という指導をしていませんでした。今現在も保護者への説明はあったとしても児童生徒へなかなか具体的にという事は無いかもしれません。現状そのような形かと思われます。

〇 市 長

類似行為と言うと難しい話になってしまうので、そうではなくて、皆さんがこれこれこういうふうにタブレットを配られて、こうだけれども、皆で普通のどこかで何かを嫌がらせのようないじめをすること以外にも、こういうことで何かやって、誰かがそう言う事を言って、言われた側が気付かなくても、そういうことも決して許されない事なのですよという指導、そういう子どもにとって分かりやすい指導をしていただくという事を考えて欲しいと思いますので、加藤さんから質問を頂いた事をそういった辺りも汲み取って、学校現場で進めていただければと思います。

〇 指導主事

今市長から伺った内容であれば、少なくともタブレットを配布した段階、令和3年度の初めの段階、後は10月に家庭への持ち帰りを本格化しましたので、その際必ずと少なくとも3回、今のような内容の指導であれば各学校確実に行っています。

〇 市 長

こういう事によって類似行為の定義によって、類似行為が無いというのは保護者の方々が分かっていてくださればいいし、子ども達はタブレットを使ったりそれ以外で、中には自宅で何かパソコンやらスマホやら持っていて、そういうふうなやりとりがあって、誰々さんがわからないとしても、それもいじめなのですよという事が分かっていればいいのではないかと思います。

〇 指導主事

それは十分指導されている事だと思います。

〇 市 長

3名の方からご質問頂戴いたしました。それに対する回答もチャット、その 他、類似行為そういった辺りについてお話があった訳ですけれども、その他、 もし無ければ2番目に進んでもよろしいでしょうか。

〇 西濟委員

今の類似行為の話から加藤委員の褒め殺し、そんなのがありましたが、2ページの私も読んだ中でもっとも解かりづらいというか類似行為なのですけれど、2ページの一番下に「いじめに当たると認知した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。」その次なのですけれど、「好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」、と言うこの文章がすごく長くて、でも「好意で行った行為が意図しない他の生徒に」、これが正に褒めなのだろう。いいつもりで言ったのが類似行為の事ですよね。だけどこれを「いじめ」という言葉を使わずに指導するなどという所で、なにかちょっと褒め殺しではないのですけれど、何かちょっと分かりづらい文章と思いました。

○ 指導主事

文科省の示す事例の中に、学習をしていて一生懸命問題を解いているところで、分からなそうで大変そうだなと思って隣の子が「○○ちゃんそれはこうやって解くといいよ」と言って答えを教えてあげた。教えられた方は「今一生懸命やっていた所なのに」と思って辛い気持ちになった、というものがあります。これはいじめの定義に照らすと、心身に苦痛を感じたという事なので、一方は親切に言ってあげた。他方は「今一生懸命やっていたのにもうちょっとで解けそうなのになんでそこで言うの」という行き違いがあった時には、それはいじめという言葉を使わずに指導をするという場合がありますね、という事例が示されていました。そういう事例を省いて言葉だけで説明されているので、ちょっと分かりにくい部分がありました。

〇 西濟委員

類似行為ということでこういうやんわりと、類似行為とはまた違うのかもしれないのですけれども。

○ 指導主事

これはSNS上の行為ではなくて実際の行為なので、類似行為の事例ではないのですけれども、辛い気持ちをした子の立場に立って、いじめの問題を考えていきましょうという一つの例だと思います。

〇 西濟委員

分かりました。ありがとうございます。

〇 市 長

ちょっと確認ですけれども、これはとても大事な記述であって、すなわちいじめと言う事を全部外観、外形から見た判断だけではなくて、正に悪意の無い、だから好意というかそういったもの、同じく心身的な苦痛を受ける被害者たる生徒がいたとしても、実は悪意、いやその他の活路としてそういう事になった場合と、全くそうではなくて、そうではない場合を何らかの柔らかな救済をしていきましょうというのがこの趣旨ですよね。なお言うとその褒め殺し、私も褒め殺しというのは普通は悪意がある。すなわち褒めるというふうな擬態であるのだけれども、その根底には褒めて貶める、嫌な思いをさせるという悪意が。こちらのケースというのは全くそれと逆で、今お話のあったつらい思いをしたのだけれどもそうした子供は良かれと思って「私教えてあげるよ」と親切心から出たという、そういう違いがあるという。その理解でよろしいですよね。そんな整理で捉えていたという事ですね。

〇 佐藤委員

報告体制なのですけれども、各小中学校でもアンケートや面談をしたり、そんな中で出てきた場合には、すぐ報告しなければダメな重大案件は学校で会議をやって市長、教育委員会に報告があると思いますけれども、些細な急がないものは、月に1回程度の報告体制というのは細かなアンケート調査をやって、ほんの些細な部分でも、例えば小中学校がいじめと認知しかなったケースでもこういうのがありましたとほんの些細なものでも教育委員会に上がっていくのかどうかとお聞きしたい。

○ 指導主事

報告体制については、佐藤委員が言われたとおり緊急性の高いものはすぐに、そうではないものに関しては月に1度、毎月5日をめどに報告という事にしています。学校が認知したものは全て件数、それから簡単な2~3行程度の文章記述の報告、どんなことがあってどういう対応をしたというものを付けて報告していただくことになっています。なので、学校が認知したものは全て報告されています。学校が認知しなかったものは学校自体の把握に止まっているという事になります。基本的には学校で認知したものがそのまま件数と文章記述、記録簿というものになります。

〇 佐藤委員

報道で愛知県だったでしょうか、教育委員会まで上がっていなかった案件が あったとの記憶があったのですけど、こんなの市の教育委員会に上がらないの かなというのがあったのですが、できるだけ学校だけで止めないで、ちょっと 心配なのは全部報告したほうがいいと思います。

○ 指導主事

それを今言った記録簿で、やはり文書提出があるのですが、それを読んだだけでは分かりにくい部分とか、ここは解決したのかどうかというところが気になるものは、すぐに教育委員会から再度学校に問い合わせをいたしまして、状況の把握又は対応への指示ということで動いております。

〇 佐藤委員

ありがとうございました。以上です。

○ 市 長

それでは一旦2番目に進んでよろしいでしょうか。2点目ですが、「中学生スポーツ教室・文化部活動の実施状況について」これも事務局から説明をお願いします。

○ 指導主事

資料2をご覧ください。「胎内市中学生スポーツ教室等の実施状況について」 中学校部活動の地域移行という事についての取組を中心に説明いたします。

「1中学校部活動の地域移行についての国・県の方針等と胎内市の取組」については、令和2年9月に文科省から示された方針、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域に移行、これに沿って令和3年度から地域部活動がスタートしました。胎内市では近年少子化に伴う部活動の維持が課題となり、この動きと合わせて検討、取組を開始した所です。具体的には1ページ開いて資料2-1をご覧ください。

2ページは休日の部活動を段階的な地域移行について伝える県教育委員会の広報紙「かけはし」の 12 月 1 日号の記事です。

3ページは国・県の動向と胎内市の取組について時系列でまとめたものです。 3ページの表の上の方をご覧いただくと、国・県の動向は平成31年度1月の 中央教育審議会の答申が一つの契機になっています。学校における働き方改革 に関する中教審答申で、部活動は必ずしも教師が担う必要の無い業務と整理さ れたことが今回の部活動改革の大きな契機となっています。その欄の右、これとは別に胎内市の取組みとしては※印で示した「小規模校における部活動の選択肢の少なさや少子化に伴う部活動の維持・継続が課題に」なっており、検討を進めておりました。小規模校だけでなくて中規模校の中条中学校においても野球部の部員数が今年度5名というような現状であるというような形になります。ということでこの働き方改革と少子化に伴う中学生のスポーツ・文化活動の場の確保というこの2つの点から取り組みを進めてまいりまして、一番下にあるとおり、令和3年5月から休日の一部、原則月2回ですけれども一部に地域のスポーツ団体から運営主体となっていただく中学生スポーツ教室を開始したということです。

では1ページ戻っていただきまして、いろんな県内市町村の動向ですけれど も、令和3年度県内6市町村で同様の地域部活動を実施しています。令和4年 度については県内10市町村で延べ36種目が実施予定となっています。

4ページのA3の表をご覧ください。資料2-2でちょっと開いて頂きますと上の方に項目がありますけれども、市町村の欄から5番目の欄、「地域移行開始時期」となっていて、そこに既に実施しているという欄に〇印のある6市町が今年度実施しているところです。それから中ほどの「R4実施種目と年間実施回数」とあるのが、これは県教委の調査ですけれども、9月の調査時点での次年度実施予定と回答した市町村の36種目の内容です。

また1ページ戻って下さい。「3胎内市中学生スポーツ教室の現状」についてです。令和3年度は5種目(柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球)を開設いたしました。原則月2回、休日に半日程度、市教育委員会が主催となって運営は各競技別連盟で運営、事務局をNPOスポーツクラブたいないという体制で実施しました。文化部については吹奏楽部の合同部活動、これはコロナ禍もあって一緒に集まってという事はなかなか難しかったのですけれども、共通の外部講師による指導等を実施しました。令和4年度は5種目から8種目実施する方向で各連盟等と協議中です。令和5年度以降は市内中学校の全ての種目で何らかの地域部活動、月1回や学期1回等を含めた実施できることを目指して各連盟等と連携を図っています。

5ページの資料2-3をご覧ください。今年度の現状です。柔道、ソフトテニス、剣道、サッカー、軟式野球の各種目について「1各教室の実施状況」にある通り、地域の指導者の協力を得て実施しています。1の表の右の指導者数という欄を見ていただくとお分かりいただけるかと思いますが、大変多くの地域指導者から協力を頂いております。その隣の参加者数の欄を見ますと、最も多いのがソフトテニスで市内4校から46名、少ないのが剣道の11名であります。ソフトテニスは市内4校いずれも部活が設置してありますし、剣道は中条中学校ただ1つの設置になっていますのでこういう形になっています。

めくっていただいて最初訂正をお願いいたします。6ページの表の一番上軟 式野球、令和3年度の所、施行となっていますが試行の間違いですので訂正を お願いしたいと思います。この一覧表は市スポーツ協会加盟のスポーツ団体で 行った意向調査に基づくものです。令和4年度スポーツ教室、実施していただ ける意向がありますかということでお聞きしたものの現段階での見込みの表です。実施、継続を回答して頂いている団体が5つ、未定と回答している団体が7つとなっていて、この7つのうち最大で3団体程度は、今は検討中ということで話をお伺いしているので、次年度開設して頂けるのではないかと考えて、令和4年度から8団体という見込にさせていただいております。

戻っていただきまして、1ページの「4今後の課題」についてですが、中学生のスポーツ教室未実施団体にお伺いした課題は、一番多いのは指導できる人材が少ない事です。実施団体でも指導できる人材、指導者の負担等が課題になっています。

教員意識調査を見ますと、技術指導できる教員の割合は半数以下で、早期の 地域移行を求める声が多くなっており、地域の指導者として関わるという回答 が1割以下に留まっています。この辺りの指導者の問題が非常に大きな課題か なと感じております。

国・県でも検討会議等で課題を整理していますが、胎内市においては地域の指導者の確保、資質向上や受益者負担の考え方の整理、財源の確保等が大きな課題として考えられるかと思っております。具体的には7ページをご覧ください。スポーツ団体意向調査が7ページです。1番の(1)「実施するかどうか未定」「実施する意向はない」と回答した6団体、ちなみに現在スポーツ団体加盟の13団体ございます。13団体のうち「未定」「実施する意向がない」と回答した6団体のうち「指導できる人材が少ない」というのが最も多く5団体、「学校部活動と連携が難しい」が4団体です。(2)スポーツ教室についての自由記述を見るとスポーツ教室を実際やっていただいている団体においても最初の所にある通り指導できる人材が少なく、今はやっているけれども今後負担に耐えられるか不安があるという声が複数の団体から寄せられています。未実施の団体においては・の2番目、「指導者がいない。小学生のスポ少までは指導できても中学生までは指導できない」(技術面や生活指導面で難しい)といった課題が上げられています。

次ページを開いてください。市内中学校教職員対象とした意識調査の結果です。先ほど申し上げたように、2の(1)部活動の技術指導については、指導可能な部活動、種目を担当しているが44%で半数以下となっています。(2)のこれからの部活動のあり方については、「地域の活動を中心にして、なるべく早く地域への移行を進める」が38%、「地域の活動が中心となるよう、休日の部活動から徐々に地域に移行する」が33%で、この二つ合わせると7割を

超える教員が地域移行に肯定的な考えになっています。それぞれの理由については主なものを下に挙げておきました。

9ページに行きまして(3)あなたと部活動との関わりについては、一番多いのが左上の「今後、部活動や地域活動には積極的に関わらず、学習指導や生徒指導に力を注ぎたい」が 31%と最も多くなっていて、積極的に関わって行きたいというのは右上の「今後は兼職兼業等、教員をやりながら地域の指導者にもなるという制度を活用して地域の指導者として積極的に関わる」というのが 7%で、一割未満になっています。それぞれの理由はその下に挙げたとおりです。

教員に対しても自由記述をしてもらいました。9ページの下の方、(4) 部活動の地域移行についての考え等についての自由記述です。肯定的な意見には○、疑問や課題等があるなと言うものには△、否定的な意見には×印を付けて整理しました。こちらの方でこれは肯定的な意見だなというものに○、そんな形で整理させていただきました。肯定的なものの代表的なものは、9ページの一番下、3番目の「積極的に進めて頂けるとありがたいです。学校規模が小さくなると、さまざまな部活動が学校だけで支えるのは難しく、部活動を理由に区域外通学を希望する生徒も出ています。地域でまとめて課外活動ができるのであれば、小規模校の開設部活動の心配もなくなると考えたからです。」といったようなものです。

開いていただいて 10 ページ、中段から下に△印、疑問や課題等があるよという事についてまとめてあります。代表的なものは最初の△と思いますけれども読み上げてみます。「依然として学校の部活動ありきの地域移行であると思う。学校から部活動組織を分離させて、連盟などが地域のクラブとつながり、学校を介さなくても活動できるように整備してほしいと願っている。」というような形で、件数的には 16 件、これが一番多くなっていました。

最後否定的な意見ですけれども、11 ページの真ん中から下の所にまとめております。2番目の意見とかが代表的かなと思います。「結局、学校に部活動という制度があるうちは、地域移行は難しいのではないか」というようなご意見です。

続いて国・県のあげる課題については次の 12 ページをご覧ください。(1) 運動部活動の地域移行に関する検討会議、これはスポーツ庁でやっている検討会議における検討事項です。ここでもやはり指導者と会費、経費負担をどうするかということが課題に上げられていて、胎内市もこの辺が大きいかなと感じております。(2)「休日の部活動の段階的な地域移行」に係る調査、これは県教委ですけれども、この時に掲げていた課題がご覧の 10 項目です。 1 番の人材確保、6 番の連携の問題、8 番の受益者負担の整理、財源確保の取組、胎内市においても参加者生徒の移動手段の確保の取組、この辺りが課題になるかな

と考えて担当者として下線を引いた部分です。

1ページに戻ります。1ページの一番下の部分、※印の部分ですけれども市 町村の状況(人口や面積、学校数、スポーツ団体等の活動等)が異なるため一 律の移行は難しく、県教委では先ほど紹介した広報誌の文章ですけれども、「今 後、各市町村単位で、部活動の地域移行に向けた各種情報が発信される予定に なっています」としています。ちょっと投げられたみたいな感じがしています。 胎内市としてはこれまでのやってきた取組みから「胎内市の強み」としては、 スポーツの盛んな地域性、割とコンパクトな市域、地域のスポーツ団体等の協 力体制、先ほど申し上げました通り指導者がいなくてなかなかという団体も多 いですけれども、大変多くの地域指導者を派遣していただいて協力して下さっ ているスポーツ団体がいくつもありまして、こんなに支援体制の充実している 市町村もないのではないかなと感じております。自分達の活動だという意識で、 スポーツを通じた世代を超えた居場所づくりなのだというような意識で取り くんでいただいているスポーツ団体が牽引役になっていただいておりまして、 そういった意識が胎内市の多くの方々に持っていただけるのかなと大変心強 いなと思っております。こういった胎内市の強みを生かして、少子化の中での 中学生のスポーツ・文化活動の場の保障、これは従来から胎内市の一つ近年の 課題でありますので、この視点を大事にして市教委(行政)・学校・保護者・地 域のスポーツ団体・文化団体の連携のもとで地域移行を進めていく必要がある のではないかと考えています。説明は以上です。

〇 市 長

ありがとうございました。多岐に渡っていますので、今日で全部課題が解消するであるとか、方向性を見いだせるかということではないと思います。しかし、素朴な疑問を含め皆様から何かありましたらお尋ねなど頂きたいと思います。いかがでしょうか。

〇 佐藤委員

私は体育の教師だったので、ものすごく興味がある内容で、まず第1点、この資料を作るのは大変だったろうなということで、本当に良くまとめられて凄いなと思いました。特に興味を持ったのは、以前に保護者と生徒の調査をやったみたいですけれどもそれも見たかったなと思ったのですが、後半このようにスポーツ団体と先生方の意見、肯定的な意見もあれば否定的な意見もありますけれども、ひととおり読んでいくとそうだろうなと、その立場になると、私も体育系だったので別に土日は当たり前という感じでやっておりましたが、でもその人達の個々の方を見ればやはりそうだろうなと言う意見がありますので、これを全部まとめていたら到底無理な話で、競技団体の方も一生懸命頑張って

いますけれども、当然指導者が足りない、これは良く分かります。国が働き方改革でこう出してきて5年から移行せよというのであるので、競技団体と先生方、あと生徒、保護者の意見を聞きながら少しずつ進めて今の、今年やったみたいな形で少しずつやれる方からやるしかないのかなというような気持ちです。

質問としては、競技団体、先ほどの話 13 団体という事ですけれども、その他にも胎内市いろいろあるのですけれども、その目的などを見ると中体連のスポーツだけなく、他の種目も見ていいのかなということで胎内市では、たぶんいないと思うのですけれど、スキーは中体連ありますよね。スキーとかあと県のライフル射撃場あるから、たぶん何人か行っているのではないかな。ライフル射撃、空手、ゴルフ場がいくつもあるからゴルフだとかカヌーもありますし、ラグビーも実際やっていますね。そういうのを原則活用しないと、ここに出て来ないのかなというのもちょっと素朴な疑問があったのですけれども、そういうのは入らないのでしょうね。

○ 指導主事

部活動の地域移行ということで、純粋な地域活動ということで無くて、ある程度責任を持てるといいますか、公的な団体から運営主体になって頂けるとありがたいなというふうに考えておりまして、その点で社会教育認定団体になっているスポーツ協会加盟の各種競技別連盟に働きかけをして、今こういう教室を作っているところです。実は他にもおっしゃる通りスキー連盟もゴルフ連盟もあるのですけれども、現在、スキー連盟、ゴルフ連盟は市のスポーツ協会加盟団体ではないのですので、その辺りのスポーツ協会加盟団体以外との連携もどうやって行けばいいのかなというのも今後の課題になってきます。

〇 佐藤委員

実際、今私が言ったのは中学校の部活動に無いわけですので、先生方の働き 方改革に関係しない部分になりますよね。

○ 指導主事

中学校の種目でない種目が多いのですけれども、言われる通りスキー等で加盟していない連盟等ありますので、その辺りどのようにして行けばいいかは課題です。

〇 佐藤委員

はい、ありがとうございます。以上です。

〇 市 長

ありがとうございました。その他にいかがでしょう。

〇 加藤委員

まず褒めたいです。見て下さい。この資料2-2を見ても他の市町村に比べたって、胎内市は実施済みが多いですし、まず何よりも話し合い意見交換をなされているというのは、これは自慢したい所です。やはり指導者の問題があって人材確保が難しいという面と、あと指導者謝金もおありかと思うのですけれども、責任が大きくかかってくると思うのです。責任、事件、事故ですよね。つまりそういうことを指導者になるとケガとかもそうなのですけれども、重大事故もスポーツは起こりかねます。指導者を探し続けている部分でも課題かなと思います。

それと 13 団体、今活動しているこの部分も今後継続もありですけれども充実度というのを聞いてみたい。今加盟してスポーツをしている子供たちの充実度、そういうものももっとスポーツを広げる、逆に言うとここに入ってくる人たちを増やせる、もしかしたら指導者もそうかもしれない。そういう間口を広げられるような気がします。

そして教員意識調査については、先生方の悲鳴の様にも読んでいて思えたのですけれども、でも私は思ったのです。学校イコール部活動、教員イコール顧問というのに、今までの様でいいという意見が1つも無いという事なのです。そこが進んでいるのです。つまり、これだけ言いたいことが言えているということは、年数掛かってきているのですけれども先生方の思いを聞ける、いろんな気持ちもそうですけれども、どういうふうにしたら私達は労働時間ですね、そういうのを減らしていけるのか具体的にも書いてありますね。だからここまでまとめられたというのは、意見を出せたという点では非常に精度が高いと思います。あと新しい意見として、本当にスポーツを超えた居場所づくり「勝ち負けにこだわらない」という事ですよね。そこに人が存在する価値を高める場所を作るという事です。いいじゃないですか、年数をかけて来ただけのことはあります。

〇 市 長

加藤委員さんから非常に肯定的なお話を頂きましたが、他の委員の方その他 職員でもいいし、何かありますでしょうか。

〇 佐藤委員

このように進めてきて、また来年も準備進んでいくのでしょうけれど、こう

見ていると実際は見えてこないのですけれども、中学校のちゃんとしている、例えばソフトテニスとまとめ役みたいな先生というのは、これができることによって、仕事量が更に増えているのではないかなという気がするのですけれども、要するに中学校の先生の中心になって動いている方々の負担が逆に増えているような気がするので、そこら辺も考えて欲しいなと思います。

〇 市 長

一部の人はこの過渡期に様々な業務が増えてきていないでしょうかと言う 考えでしょうかね。

○ 指導主事

ご心配の所良く分かります。先ほど申し上げたとおり、実施体制については事務局を「NPOスポーツクラブたいない」にお願いしております。事務的な参加人数の集約、毎月の報告の取りまとめ、指導者謝金の額の請求などを事務局にやっていただいています。事務局機能があるかどうか、事務局機能が学校の顧問の先生方と別にちゃんと働いているかどうかという事これは大きいかなと思っております。

実は文化部についてはほとんど触れませんでしたけれども、文化部は受け皿 となる地域団体が無いのです。今年度、中条中学校と黒川中学校、中規模と小 規模の学校で共通の地域奏者に入ってもらって、合同部活動を実施しました。 今、最終的に「ふるさと」の曲を練習しています。今年度は一緒に演奏すると いう事がなかなか難しい状況でしたので、同じ曲を同じ指導者からレッスンを 受けて、テンポを合わせて別々に録音したものを「私が合体させます」と地域 奏者の方が言ってくださっているのです。1月中には別々に録音した両校の 「ふるさと」の曲を合体して、バーチャル合同演奏が、今年リアルでは合同演 奏することができませんでしたので、そのようなことを最後の成果という事で 実施する予定になっています。ところが受け皿が無いので実はこれ両校の音楽 の先生、吹奏楽部の顧問の先生がいろいろ動かなければいけないのです。おっ しゃる通りで働き方改革ということで合同部活動を取り組んでいたのですけ れども、かえって忙しくなりましたってお声もいただいていて、教育委員会も なるべく事務局的な仕事はしているのですけれども、やはり地域の受け皿団体 これは非常に大きいと思います。それから「スポーツクラブたいない」のよう にきちんとそういった事務的な事を分かって、こういった役割分担をきちんと できる体制ができること、先ほど加藤委員のお話にあった指導者の責任、保険 体制ですけれども、これも入会希望の時に全ての生徒に「スポーツクラブたい ない」の会員になってもらい、事故があった時の補償は「スポーツクラブたい ない」のスポーツ障害保険を適用する形にして、指導者についても全て「スポ ーツクラブたいない」の会員になっていただくか個別に予算化した保険料を市で掛けさせていただいて、指導者の事故の際の賠償責任に当てることにしています。そういった事務局体制、受け皿地域団体というのが非常に大きくて、胎内市はその点でも非常に進んでいるといいますか他市町村の話を聞いてもうらやましがられるくらい取組みが進んでいる市だなと思っています。課題はやっぱり音楽の方に受け皿団体、地域の関係団体が無いということが非常にネックとなっています。

○ 市 長

西濟さん、森田さんはいかがですか。

〇 西濟委員

今吹奏楽部の話を聞いていて、指導者は発掘すればいるのかなという「そんな人を捜していたんだ」と伝える人がいたりとか、もっとできる事があるのではないかと思いましたが、先程加藤委員がおっしゃった「責任」がスポーツであればケガもあると思いますが、人が集まるという事は人間関係などのトラブルがあると思いますので、そういう時に、窓口などの体制がしっかりしていないと、受ける側としても大変と思いました。

森田委員

1に戻っていいでしょうか。

〇 市 長

ちょっと待ってください。2はいいですかね。必ず時間を取りますから。

教育委員会或いは学校現場に確認しておいていただきたいと思うのですが、今日いろいろ説明を聞いたり、また資料に再度目を通した中で、これは中学校部活動の地域移行で、たぶん地域移行というのは全部移行ではなくて部分移行ですよね。そういう理解で間違いなかろうと思うのですけれども、学校教育法とかも含めて今部活動はどういうふうな位置付けになっているのか、そしてどういうふうにして行こうとしているのかを根本的な所で取り直さないといけないのではないかなという気がしました。おそらくは希望する児童生徒が行う活動ができるように学校に於いては部活動を推奨するとか、これまでの流れはそうだったのではないでしょうか。先生方によっては非常に熱心な人もいればそもそもやったこともないし適当にしておいてという人もいる。なぜかというと10ページと11ページを見ると、私たちは中学校の部活動があって地域移行について議論をしている。それは当然の前提として議論をしていますけれども、

実はこの 10 ページにあるのは例えば「 \triangle 依然として学校の部活動ありきの地域移行であると思う。」と、でもこれは当たり前の話ではないですかと取れる訳です。だってそう言っているのだという話、今現実そうあってそれを言っているのだという話ですよね。それから 11 ページでまさにこの \times の 2 番目、「結局学校に部活動という制度があるうちは難しいと思います。」と言っているのです。これは全くのフリートーキングのフリーな意見だから学校の部活動なんて無ければいいのだと言っている先生たちがいますというのと等しいのですよね。さすがにそこまでは容認されていないのではないかな。つまり部活動はそういうふうに学校教育法で定められて、こうなっているからやり方の議論があっても学校に部活動をなくすとまで先生方から現場から声が出てきてしまって、それは例えば文科省で学校の部活動そのものの存否に関する、これからもあり続けるかあるいはなくしていくか、減少させていくかの議論の中では出てきてもいい話。出てきたなら出てきたで素直な意見だからいい話でそれでいいのだけれど、そもそも議論があてにならない所に至ってしまいませんかといった、そこだと思うのですよね。それはどうなのですか。

○ 指導主事

先ほど申し上げた一番最初の中教審答申の所では、学校単位から地域単位に 移行していくことも考えられる、というような方向性は示されていまして、方 向としては全部移行するという方向性です。

〇 市 長

部分移行もあるし、全部移行もあるかも知れないという事ですね。

○ 指導主事

市長がおっしゃる通り、ここのところ議論を考えないのではないか、という 懸念は抱いております。なぜなら、何年先になるか分かりませんけれど、将来 的には、学校は学習指導等が中心になってスポーツ・文化活動は地域に委ねる というような、いわば欧米型といいますか、そういったふうに移行していくか もしれません。それは何年後かという所までは文科省は示していませんので、 先生方の中にはいつまでにどうなるのですか、という声は実は大変多いのです。 その、いつまでにどうなるかという先生方の思い描いているゴールが、何かこ ういう話が出ているので、明日明日部活動が無くなるのではないかと、いつな くなるのですかという問題意識の方もいらっしゃれば、現実考えてみればいろ んな大会のことを考えても当面は無くならないよ、といってやはり部活動は中 学生にとって大事な活動だから、とお考えになっている先生もいますし、その 辺、実は今イメージが様々になっていて、文科省の方でももう少しこれから先の見通しを示してもらえないだろうか、というのは私聞いた限り、県の市町村でも全国でもそういう声は大変多くあります。文科省が現在示しているのは令和5年度から段階的に地域移行しますと、その先はという事については現在示されていないのが現状です。

〇 市 長

これまでも今も、部活動は慣行慣例としてあったに過ぎないのですか。

○ 指導主事

いえ、学習指導要領に定められていますけれども、細かい文言までは言えませんが、生徒の自主的、主体的な活動という言葉で表現されていると思います。

〇 市 長

「生徒の自主的、主体的な活動」それでは先生方はどういうふうに関わって いるのか。

やりたい生徒がやるのだけれども学校として或いは教員としてその活動を サポートなり指導するという、そういうふうな所はこれまでの枠組みとしてち ゃんとあったのでしょう、それもないのですか。

〇 指導主事

いわゆる指導要領に定めた教育課程内の活動でなくて、教育課程外の活動です。

〇 市 長

教育課程外の活動でしょう。それはだって授業数がある訳でもない、駒がある訳でもないのだけれども、でも本来的な授業とその他の授業とでも言えばいいのか、そういったものに近い何かではあったのではないでしょうか。その辺りどうなのですか。

○ 指導主事

その他への位置づけは、かなり変わってきているかなというふうには感じています。

〇 市 長

変わってきているのでしょうね。だからこういう話になって、元々どうだっ

たのだろうと逆に思ったのですね。

○ 指導主事

その辺の位置付けですとか学習指導要領に定められている位置付けを、しっかり確認して、動いていかなければならないと考えております。

〇 市 長

せっかく教員の働き方改革もいうといった事になった時に、先生方、現場の 意見とか考え方の集約においても、そもそもどうだったのだろうといった所が 抜け落ちていると、てんでバラバラじゃないかなというのも、そんなものは今 まで熱心な人がやって来ただけですよと言ったり。いやそうじゃないでしょう と言って、それは全く自由といえば自由なのだけれども支離滅裂みたいになっ てしまうといけないから、何かの所で整理して、こうだったというふうな所を これから先、学校の内部でもそうして頂きたいなと思いました。

それでは、一旦戻ってその他があったらまたと言うことで、無ければ森田さんが最後になるかどうかはわかりませんけれども、1番ですね。

〇 森田委員

この部活動の保護者とは、子ども目線で言うと部活動も自分がやりたいスポーツが学校の部活動に無いとか、それはやる人数が少ないし教える先生がいないと、でもスポ少で自分がやってきたものをそのまま続けたいと言った時に部活動を変えられるのか。そうなった時に胎内市を超えてはならないとか、初歩的な所で申し訳ありませんが、保護者とか子どもの所で言うと、そういう子どもがやってみたいスポーツというところはこの中にはない。加味されてないのだなと、ちゃんとした仕組みの中にあるもの、学校の活動の中なので一部だし全員入らなくていいと教えて頂いたので、ダンスとか踊る方のバレーとかいろんな事をしているお子さんがいるので、それをそっちを少なくして中学の部活動に入らなければいけないのだというような声が、やはり保護者間とか子どもの中でもやりたいスポーツが部活動に無いということで、楽しみが選べないという声があります。でもそれはまた別な話かな。

それから、1番目に戻った時に保護者の責務というのが4ページ目にあるのですけれども、あくまでいじめ防止基本なのでいじめが起こってからとか、いじめの報告があってからの責務だけだといじめが起こってからになるので、意外と子どもからの何気ない日々の話で、「あれ、これはおかしいな」ということが実は家庭内で察知できる事が私はあると思うのです。それを学校と保護者の距離とかそんな話せる、上げられる仕組みというのが、ちょっと敷居が高いというか先生たちが忙しそうだからとか、これも働き方改革だと思うのですけ

れども、今学校も連絡をするのを7時までとか8時まで、親もその時は忙しい、話しを聞くのも夜、「あれおかしいな、先生に言おうかな」でも先生は授業中ということで流れていってしまう事がある。もしそれが早く分かっていれば、こんなことにならなかったかもね、というのがあると思います。防止なので保護者の責務の所に何かリーフレットとかそういうものは頂くのですけれども、私事になって初めて動きだすというような所がちょっと、それは親の感覚かも知れないですけれども、家庭内で察知できる事というのがあるので、そこをもう少し早く拾えないかなと言う、

〇 市 長

SOSを早目に出せたら伝えられたら、共有できたらいいのではないかというお話ですよね。いかがですか。

○ 指導主事

とても大事な所だと思います。先ほど申し上げた学校いじめ防止基本方針の中でも保護者と共有すべき大事な点は、困った事があったり、心配だなと思ったことがあった時に学校の誰に言えばいいのか、学校の窓口を明確化しておくということは、とても大事なことだと思います。「そこにしか言ってはいけないよ」ということではありませんけれども、対応の先生が話やすければそこでもいいですし、学校のいじめ相談窓口というのがあって、どなたなのかというのは明確にして共有しておくというのは、大切なことだと思っています。その事について、実は先ほど申し上げた来年度版の学校いじめ基本方針に反映されるように、どこの学校でも必ず当校の窓口は教頭先生ですとか生活指導の何々先生ですとかというふうにはっきりわかるように明示してくださいという事を今考えています。

〇 市 長

これから考えていただくとか、今しているのか分からないけれども、森田さんのお話だと夜、子供の様子の異変に気付いた。しかしお母さんでもお父さんでも仕事の時間中はなかなか時間が取れない。7時になったら連絡がつかない。だからそういった時のために、メールとか何とかということで、今森田委員がおっしゃる担当者とかにとらわれず、そのボックスがあってボックスというのは箱という意味ではなくて、メールを受けられるコーナーがあって、いつでもちゃんとそれは基本記名式にしてくださいといって、「こういう事があるので、お伝えしておきます。」といった事を保護者の側からメッセージを発信できて、それを受領できるというとずいぶん柔軟で広がりのある受け皿ができるのではないかと思ったのです。いかがでしょうか。

○ 管理指導主事

その通りです。検討したいと思います。システム的に可能なのか。学校メールはあるのです。それで学校発信はいろいろな連絡をしています。それがシステム的にあるボックスを作ってそこに記名式で投げ込んで行ける仕組みが、今使っているメールで可能なのかどうか。

○ 指導主事

今使っているものでは出来ません。発信のみです。

○ 市 長

どっちからの発信ですか。

○ 指導主事

今使っているものは学校から保護者へ発信するのみで、受けるという事の機能はついていません。

〇 市 長

でもそんなに難しい話ではないと思います。簡単に言えば学校にその専用のパソコンなりスマートフォンなりがあって、ここのアドレスが用意されていてそこに入れてねと言えばできる話ですよね。そういう事こそ何か考えていけたらということで、いま槙田指導主事の方からそういう事があったらと考えてそれはてっとり早くていいですよね。まさにそういった兆候が実は気づいていたのだけれども日にちが経ってしまって取り返しがつかない事にならない様に、起きてしまってからというのではなくて、何か気にかかることが、これは良くあるけれどもヒヤリハットというもの、例えは違いますけれどもヒヤリハットが積み重なると重大なインシデントに発展しまう可能性が極めて高くなる。だからヒヤリハットの時にそれを把握できる、それに越したことがない訳でしょうからぜひせっかくのご意見なので考えて頂きたいと思います。2番目のはさっきので良かったのでしょうか。

〇 森田委員

大丈夫です。

〇 加藤委員

いじめの事で大阪府の寝屋川市監察課ですよね。あれが今ツイッターで話題

になっていて、いじめられたりとかつらい事があったりした時に学校に連絡しなければいけない、教育委員会に連絡しなければいけない、学校の誰々に連絡しなければいけないという壁を取ったのですよね。そしたらそこに市役所にメールが来たりするのですけど、学校でとてもつらい事がありましたといって、それを共有するというふうなそういう取組みでやってらっしゃるのですけれど、ちょっと私も検索して見ていたら、たぶんそこにいろんなコメントをしている人達がいるのですよ。このコメントがもっと増えれば国を動かすのではないかと思っている。そのコメントが寝屋川市のいじめを防止しているような形なのですよ。ちょっと今後の参考まで。

〇 西濟委員

私も見ました。それに保護者からのそういう気づき以外にも自分からも発信できるという窓口があればすごくいいですよね。

○ 加藤委員

そのうちたぶん選べるようになれば加藤委員とか西濟委員に相談できます とかね。

〇 市 長

SOSなのかそれとも長期的展望に立ったご意見なのかというのはさすがに分けないと、もうパニックになって何が何だか分からなくなって膨大な情報の中でSOSが埋もれてしまうような事があってはいけないから、SOS情報ですよ、そうじゃないその他の広い意見ですよとか、話し合いの場ですよ、というのを工夫しながら、という事は必要なのでしょうね。それはでも両方考えてそれぞれ取り組めるものがあったら、取り組んでいただくということでお願いしたいと思います。

〇 加藤委員

教育長に聞いてもいいですか。13 ページの市教育委員会は市いじめ問題対 策委員会において調査結果を市長に報告するとありますよね。重大案件という か、つまり生命の危機に係ることが、調査して報告じゃなくて、あった時点で、 ここは密ですよね。

〇 市 長

それなのですよね。要するにこの問題というのは学校と教育委員会だけでい わば一般的な所で閉じたままではなくてそれはいろんな広い所でそれを見つ け出す、それで解決につなげていくために総合教育会議そのものがそういう意 図でございますので、すなわち教育委員会と市長部局と両方で考えましょうねと教育委員会だけで考えるとかではないし、市だけで考えるものではないし、両方で考えなければいけない案件はこうですねと、それはちゃんと、もれ落ちなくやっていくでしょうとこういう内容ですね。

〇 加藤委員

密ですね。安心しました。重大案件を調査してあげるというふうに捉えちゃ うのだけれど、この重大案件がいま市長から説明があったように常に情報が勘 案されているという状態なのですね。ありがとうございます。

〇 市 長

皆さん闊達なご意見をいただいて3時ということでございますけれども、どうしてももう一つこれだけというところが、その他の案件もあるのですけれども、これで閉じさせていただいて、貴重なご意見をしっかり反映できるようにさせていただく、これは市もそうですし、教育委員会もそのようにさせて頂きたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

どうも皆さんありがとうございました。これで議長の荷はとかせていただいて会議の終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 学校教育課長

以上をもちまして、第1回の総合教育会議、終了とさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。

午後15時00分 閉会